

四日市市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領を次のように定める。

令和4年 4月 1日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四日市市（四日市市上下水道局及び市立四日市病院を含む。以下「発注者」という。）が発注する建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「元請負人」という。））の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、四日市市工事請負契約書の条項（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、発注者が発注する建設工事のうち、次の各号に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越等により工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の各号に掲げる工事を除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為又は繰越工事であり、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事
- (3) 低入札価格調査制度における調査基準価格を下回って契約した工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾するにあたって発注者が不相当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第3条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第54条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。この場合において、元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、債権譲渡契約証書（第1号様式）に記載された工事請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の額とする。

4 前条第1号ウの債権譲渡の承諾申請は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡の申請は行えないものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高(第2条第1号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

2 前項の規定による承諾にあたっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書(第2号様式)の受領をもって足りるものとする。

(債権譲渡の承諾権限)

第5条 元請負人が債権譲渡を行うにあたっては、工事約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得なければならない。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 発注者は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第3号様式) 1通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の債権譲渡契約証書(案) 1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 発行日から3月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の手続)

第8条 発注者は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、速やかに債権譲渡にかかる承諾の手続を行うものとする。

2 発注者が前項に規定する承諾の手続を行うときは、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けるためのものであること。
- (2) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約書に記載されている譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (5) 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- (6) 工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

3 発注者は、債権譲渡を承諾したときは元請負人及び債権譲渡先の双方に債権譲渡承諾書(第4号様式)を交付するものとする。

4 発注者は、債権譲渡整理簿(第5号様式)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾の手続)

第9条 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第7条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、債権譲渡を承諾しないものとする。

2 前項の場合において、発注者は、元請負人及び債権譲渡先の双方に承諾しない旨及び理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第10条 債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ている場合には、第三者に対抗できるものとする。

(支払計画等の提出)

第11条 元請負人は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書(第7号様式)を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認しなければならない。

2 保証事業会社は、債権譲渡先から前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認しなければならない。

(債権譲渡の通知)

第12条 発注者は、元請負人及び債権譲渡先が債権譲渡契約を締結したときは、速やかに連署により、債権譲渡契約証書の写しを提出させるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第13条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第14条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うこととされているので、発注者は、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

(融資実行の報告)

第15条 元請負人及び債権譲渡先は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに発注者に融資実行報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

2 元請負人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第13条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

3 発注者は、融資実行報告書を受領したときは、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとるものとする。

(債権譲渡後の前払金等の取扱い)

第16条 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び債権譲渡先は工事約款に定める前払金及び中間前払金又は部分払(第2条第1号ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

(被担保債権)

第17条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の下請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであ

って、債権譲渡先又は保証事業会社が元請負人に対して有するその他の債権を担保するものではない。
(債権譲渡先の債権金額の請求)

第18条 債権譲渡先は、確定した債権金額の請求にあたっては、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。この場合において、債権譲渡先は、発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求をすることができる。

- (1) 工事請負代金請求書(第9号様式) 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発行日から3月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 1通。ただし、書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている場合には、提出を省略することができる。

(工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項)

第19条 発注者は、前条第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第3条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

(不正時の対応)

第20条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、捜査機関等が、元請負人又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、発注者は当該不正を行った元請負人又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

- 2 元請負人又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、発注者は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第21条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な取扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 本制度に係る債権譲渡によって、元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
- 3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、発注者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要領は、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)が効力を失うまでの間に限り、その効力を有する。

第1号様式

債権譲渡契約証書

□□□□株式会社（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と四日市市（以下「丙」という。）との間で令和 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、令和 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 令和 年 月 日

(4) 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書の条項第3 2条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書の条項第5 4条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項第5号及び第7号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項に規定するもののほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（担保責任）

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第3条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲から委託を受けて締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第5条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙から支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第6条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払いを求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払いを求めることができない。

(弁済の充当等)

第7条 乙が前条第1項の規定により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いは、以下のとおり行う。

2 甲が丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合には、乙は残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受けて金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合には、前条第2項の規定にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、甲の負担とする。

6 乙は、甲に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いを行う。この場合において、保証事業会社に支払いをするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いを行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払いをしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力しなければならない。なお、この場合必要となる費用については、甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第9条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、令和 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合には、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第10条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第11条 甲と乙は、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第12条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

債権譲渡人 (甲)

債権譲受人 (乙)

第2号様式

工事履行報告書

| | | | |
|-------|----------------------|--------|-------|
| 工事名 | | | |
| 工期 | 年 月 日 ~ | | 年 月 日 |
| 日付 | 年 月 日 | | |
| 月別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備考 |
| 年 月 | % () | % | |
| 月 | % () | % | |
| 月 | % () | % | |
| 月 | % () | % | |
| | % () | % | |
| | % () | % | |
| | % () | % | |
| | % () | % | |
| | % () | % | |
| | % () | % | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (記載欄) | | | |

注：必要に応じて適時項目を加除して使用すること。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

四日市市長

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

_____（以下「譲渡人」という。）と四日市市との間で締結された令和
年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事の請負代金債権を、地域建設業経営強
化融資制度により_____（以下「譲受人」という。）に譲渡することにつ
いて、四日市市工事請負契約書の条項第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう
ご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し、当該工事の施工に必要な資
金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権
を担保するものとします。

なお、四日市市工事請負契約書の条項第45条に規定する契約不適合責任は、当然のこと
ながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 契約番号：
- 2 工事名：
- 3 工事場所：
- 4 工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 工事請負代金額：金 _____ 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前払金額：金 _____ 円
- 7 中間前払金額又は部分払金額：金 _____ 円
- 8 債権譲渡額：金 _____ 円 [令和 年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

第4号様式

第 号
令和 年 月 日

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

四日市市長

債権譲渡承諾書

令和 年 月 日付で申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る令和 年 月 日付 _____ 工事の工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記の事項について異議を留めて、四日市市工事請負契約書の条項（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事約款第45条の規定に基づく元請負人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1 譲渡される元請負人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事約款第32条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件請負工事契約により発生する四日市市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第54条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の四日市市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

2 当該譲渡債権は、譲受人の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が

当該工事に関して元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

- 3 元請負人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持つて行なうこととし、四日市市は関与しないこと。
- 5 元請負人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて四日市市に融資実行報告書を提出すること。
- 6 元請負人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに四日市市に公共工事金融保証証書の写しを提出すること。
- 7 本承諾後、元請負人及び譲受人は、工事約款に定める前払金及び中間前払金又は部分払金を請求することはできないものとする。

第6号様式

令和 年 月 日
第 号

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

四日市市長

債権譲渡不承諾通知書

令和 年 月 日付で申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る令和 年 月 日付 _____ 工事の工事請負代金債権の譲渡については、下記の理由により承諾できません。

記

1 承諾しない理由

支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名
 契約番号
 工事名
 工事請負代金額

印

該当する番号に○をつけてください。

| 工事代金支払項目 | | 全所要数量 | | | | 支払済み | | | | 支払予定 | | | | 支払先 | | |
|-----------|-------|-------|--|--|----|------|----|--|----|------|----|--|--|-------------|-------|--|
| 下請工程又は資材名 | | 全所要金額 | | | | 月日 | 金額 | | | 月旬 | 金額 | | | (名称/所在地/電話) | | |
| 1下請代金 | 2資材代金 | | | | | | | | 千円 | | | | | 千円 | <名称> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <所在地> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <電話> | |
| 1 | 2 | | | | 千円 | | | | | | | | | | <名称> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <所在地> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <電話> | |
| 1 | 2 | | | | 千円 | | | | | | | | | | <名称> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <所在地> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <電話> | |
| 1 | 2 | | | | 千円 | | | | | | | | | | <名称> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <所在地> | |
| | | | | | 千円 | | | | | | | | | | <電話> | |
| 合計又は次業繰越高 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

融資実行報告書

令和 年 月 日

四日市市長

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲渡人が四日市市に対して有する下記債権の譲渡につき、令和 年 月 日付でご承諾いただきましたが、譲渡人と譲受人の間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日に締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人と譲受人の連署のうえ報告します。

従って、下記工事請負代金につきましては、今後は譲受人の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 契約番号：
- 2 工事名：
- 3 工事場所：
- 4 工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 工事請負代金額：金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前払金額：金 円
- 7 中間前払金額又は部分払金額：金 円
- 8 債権譲渡額：金 円 [令和 年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名： 銀行 支店
- 2 預金の種別・口座番号：
- 3 口座名義(ふりがな)： ()

工事請負代金請求書

令和 年 月 日

四日市市長

所在地又は住所
債権譲受人 商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求
します。

記

1 請求金額：金 円

【内訳】

- (1) 工事請負代金額：金 円
(2) 前払金受領済額：金 円
(3) 中間前払金又は部分払金受領済額：金 円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等：金 円
(5) 今回請求額：金 円

2 工事名等

- (1) 契約番号：
(2) 工事名：
(3) 工事場所：
(4) 工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 債権譲渡の承諾番号：

4 支払口座等

- (1) 振込希望金融機関名： 銀行 支店
(2) 預金の種別・口座番号：
(3) 口座名義（ふりがな）： ()
(4) 請求者の連絡先
担当者名：
電 話：